

平成 28 年 4 月 1 日
八戸市財政部契約検査課

前金払割合の引上げの継続について

市発注工事等の前金払割合の引上げについて、下記のとおり継続することとしたのでお知らせします。

○前金払割合の変更内容

- | | | | |
|------------------|-------|---|-------|
| ・ 建設工事 | 40%以内 | → | 50%以内 |
| ・ 建設関連業務（測量・設計等） | 30%以内 | → | 40%以内 |

○適用期間

平成 28 年度においても当面の間、適用します。
ただし、法改正等により変更となる場合があります。